

思想の隅景

「相撲をレスリングのルールで批判する愚は、あらかじめ排除すべきである」。これは、狩野博幸氏が「江戸時代は江戸時代」という文章で示した見解だ（『美術フォーラム21』創刊号、醍醐書房）。言う心は、例えば江戸時代の美術を論ずるのに、それとは無関係な現代の（北米経由の？）理論を当てはめて判定を下すような態度には、同意できない、という拒絶の表明といえる。この議論そのものが、北米での旧来の美術史学信奉者、いわゆる「ニュー・アート・ヒストリー」との派閥争いを、そうとは知らず、十年遅れで反復していることは、今はさておこう。問題は、ある特定の理論を奉じる者に、それとは相いれない「他人の信仰」に「口出し」する権利があるのか否か、さらに「説伏できないければ、それを邪教とする」べきなのか否か、という問題に帰着する。狩野氏の態度は、冒頭に表明された通り。だが例えばこれがイスラーム教徒ならば、新たに啓示された真理を述べ伝えるのが信者の義務であり、説伏できない相手（すなわち一神教に祀るわめ者ども）には、躊躇なく「邪教」の烙印を押すことも当然あるだろう。

本文の筆者は、狩野氏とは違って、相撲をレスリングのルールで批判する自由は認める立場を取る。但し、レスリングのルールを絶対とする立場には、（その存在は認めつつも）筆者個人としては与しない。人類学ではemic（個別文化の内的観察）とetic（普遍的概念による外部からの観察）とを区別する。言語学での音韻論における音素的（phonemic）と音声的（phonetic）との区別を拡大解釈したこの区別そのものが、構造主義という普遍主義志向の時代の困った遺産であることも、さしあたり我慢しよう（精神医療の領域では、むしろemicが相互照射でありeticが対象埋没との解釈もあって、比喩的文脈外応用の危険を露呈しているが、今はさて置く）。

医学療法との関連では、これは同毒療法（homeopathy）[すなわち相撲の批判は相撲の規則で、とする立場]と逆症療法（allopathy）

ルール破りの自由とそれを保証する土儀との関係について——美術史ジェンダー論争の余波へのさざやかな摘要

「江戸時代は江戸時代」か？

連載⑤
546

「相撲の批評にレスリングのルールを適用するも可、とする立場」との対比に重ねてみてはいかか（この点、専門家のご批判を願う）。これら双方を、少なくとも理論的可能性としては容認し、両者が競合し相互に支え合う可能性を否定はしない。これが、さしあたり筆者の立場。というのも、「江戸時代は江戸時代」という価値観を現在においても支えようとする意思そのものが（江戸批判の特定の外来理論言説に劣らず）、優れて今日的な、ひとつの歴史に対する態度表明なのだから。逆に言えば、過去を今日の視点から無下に裁断はできないが、歴史認識は、後世による「場外乱闘」をも拒絶できない。

そのうえで、次の段階が問題となる。例えば落合恵美子氏は、早くも十年前にこう主張した。『女性解放』をあらゆる歴史的・文化的文脈を超越した価値として掲げることで、異文化や過去を、あるいはフェミニストとは自称しない隣人たちを断罪するような不遜を、どうしても許容する気にはなれない』と（『近代家族とフェミニズム』）。さらに徹底するなら、ここで問いはこうだろう。自分の価値観と相いれない価値観を奉じる人々を断罪するような態度を、不遜として拒絶するのか。それとも、その断罪の姿勢に、現在に至るまで理不尽な差別を被ってきた被害者による、当然の告発の権利を認めるのか。ここで見解はさらにふたつに分かれる。糾弾の行為は、その標的がこれまで犯してきた悪行を暴く限りで、積極的に推進されるべき、とする立場が一方にある（上野千鶴子『発情装置』）。だが逆に、権力の濫用を告発するのに敵方の悪行を反復するのでは、むしろ敵方と同様の汚点に染まる感を犯すことになる、とする判断もあり得よう。

だがそもそもこうした告発を裁く法廷をどこに設定し、さらにその法廷に権限を与える審級をいかに設定するのか。不肖筆者は一貫してそう問い続けてきた筈なのだが、その発言自体がジェンダー論への敵対と見做された模様である…

国際日本文化研究センター研究員、総合研究大学院大学助教授
稲賀繁美

思想